

## 本文表示

[検索結果一覧画面](#)[前会議録](#)[次会議録](#)[検索条件入力画面](#)

[001/001] 121 - 参 - 法務委員会 - 5号  
平成03年09月26日

発言者: [前](#) [次](#)  / 168

検索語: [前](#) [次](#)

[画像\(PDF形式\)](#)[画像\(TIFF形式\)](#)[選択閲覧](#)

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 具体的な法律の解釈、適用の問題でございますので、必ずしも私ども事務当局からお答えをするということはあるいは適切でないのかもしれませんが、私ども前には地方裁判所でも裁判をしておりましたし、そのようなことを踏まえて申し上げたいと思います。

法律の解釈、適用の問題でございますが、これは申すまでもなく、この文理といいましうか、が一番重視されるというのが原則であることは言うまでもないことでございます。今回、この法案におきまして、六条、二十八条で、正当事由に関する考慮要素というものがいろいろ規定されたわけでございます。これにつきましては、これまでの裁判例において正当事由の判断に際し考慮されてきた要素を法文において明記したものであるというような説明がされております。これによりますと、今回の改正によりまして判例が正当事由を従来より拡大して解釈するということはないというふうに考えるわけでございます。従前の判例の帰結、結論をそのまま条文に書いたというような説明でございます。

また、法律の解釈に当たりましては、当然のことではございますが、立法者意思というものも非常に重視されるわけでございます。立法者意思、つまり立法機関である国会の方で、これがどのようなものであるということによって法律を制定されたかということでございます。具体的には、国会におけるいろいろな御議論あるいは御論議というようなもの、これが非常に参考になるわけございまして、このような国会における審議の経過というものも、私ども事務当局としては各裁判所、裁判官にいろいろな機会に周知をするというような努力もしたいというふうに考えておるわけでございます。